平成２１年（フ）第３４８０号
東京都荒川区荒川６丁目63－８
破産者　清水　新一
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４８１号
東京都荒川区荒川６丁目63－８
破産者　清水　晴子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４８２号
東京都荒川区荒川６丁目63－８
破産者　清水　淳子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３４９１号
東京都江戸川区一之江６丁目10―14―102
破産者　橋本　泰子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３５４８号
神奈川県横浜市神奈川区松見町１丁目35―６―409
破産者　速水　瑞樹
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４１８６号
宮城県仙台市泉区将監１丁目27―20―101、住民票上の住所神奈川県横浜市港南区芹が谷１丁目３―11―301
破産者　澁谷　仁一
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４２８０号
千葉県柏市豊四季205―９―102
破産者　石川　　平
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４２７号
北海道樺戸郡新十津川町字中央86―120
破産者　新明　智美
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４４９３号
千葉県千葉市中央区新宿２丁目６―14―205
破産者　小川　由幸
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４５０１号
東京都江戸川区江戸川１丁目14―16―402
破産者　大紋　徹也
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６０９号
埼玉県所沢市大字山口2835―２―101
破産者　上野　圭子
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４６８７号
神奈川県相模原市淵野辺３丁目10―13―601
破産者　柯　　秀琴
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４７１３号
滋賀県草津市草津町1522―１、開始決定時の住所東京都文京区弥生１丁目６―５
破産者　清家　芳男
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第４８３５号
群馬県高崎市剣崎町1042―20―202
破産者　佐々木聡彦
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０１８号
山形県酒田市千日町３―11
破産者　高橋　秀樹（旧姓有賀）
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５０９９号
東京都葛飾区白鳥４丁目５―１―504
破産者　後藤　唯喜
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６３４２号
東京都武蔵野市西久保２丁目29―16　第３福寿荘
破産者　齋藤　秀行
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８０４号
東京都世田谷区祖師谷１丁目28―21
破産者　藤巻　伸司
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８０５号
神奈川県横浜市戸塚区汲沢５丁目31―14
破産者　福田　直子（旧姓伊藤）
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８５４号
千葉県千葉市若葉区都賀の台４丁目６－２
破産者　早川　正滿
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８６２号
千葉県市川市稲荷木２丁目21―20―103
破産者　高井　信行
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第７８７７号
東京都町田市旭町１丁目６－13
破産者　坪井　　明
1　決定年月日　平成21年７月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部